

第1 工事計画及び施工

1 工事概要

別紙1のとおり

2 工事工程表

別紙2のとおり

3 関連会社一覧表

別紙3のとおり

4 連絡体制

別紙4のとおり

第2 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(仮称)〇〇開発計画新築工事の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画に定めた事項は、次に示す者に適用する。

(仮称)〇〇開発計画新築工事の現場に出入りする全ての者

第3 出火防止対策

1 出火防止対策

- (1) 防火担当責任者及び火元責任者を別紙5「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。
- (2) 火元責任者は、別紙6「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。
- (3) 火元責任者は、自主検査の結果、異常が認められたときは、速やかに防火担当責任者に報告するとともに、不備を改修し、不備発生の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。
- (4) その他

防火担当責任者は、別紙6の自主検査の結果を毎月〇回防火管理者に報告し、検印を受ける。

防火担当責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、防火管理者に報告する。

防火管理者は、工事作業員が火気を使用する場合には責任者を定め、必要な指示を与える。

2 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は、整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。
- (2) 防火管理者等は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
- (3) 工事関係者以外の者の工事部分等への立入りは禁止とし、防火担当責任者、火元責任者、警備員が、工事部分等への出入りをチェックする。
- (4) その他

警備員は、工事部分等の巡回警備を行う。

工事部分への立入りは、〇〇〇によりチェックする。

3 相互連絡体制等

- (1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、随時、防火担当責任者、火元責任者等に指導、監督を行う。

〔管理権原が分かれている場合〕

- (2) 防火管理者は、他の管理権原の防火管理者と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 防火担当責任者、火元責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。
- (4) 各工事地区から火災が発生した場合は、他の工事地区との相互連絡体制を図る。
- (5) その他
-
-

第4 震災対策

1 震災に備えての事前計画

- (1) 震災対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- (2) 建築物の倒壊、施設物の転倒・落下・移動防止及び火気使用設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
- ア 工事用資機材等の転倒・移動防止措置
- イ 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置
- ウ その他

建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強

火気使用設備器具の点検と安全措置

危険物品の転倒、飛散防止措置

- (3) その他

震災に備えて、必要な非常用物品等を備える。

2 震災時の活動計画

- (1) 工事関係者は、地震が起きたら、身の安全を図るとともに、直近の火気使用設備器具の元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
 - (2) 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
 - (3) 防火担当責任者、火元責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告する。
 - (4) その他
被害があった場合は応急処置を行い、状況によっては工事を中止する。
-

3 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の対応措置★

全ての作業を中止し、各工事区分ごと、次の事項について被害防止措置を実施する。

- (1) 全工事人へ警戒宣言、津波警報等が発せられた旨の周知徹底
 - (2) 工事用足場等で転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強・除去
 - (3) 危険物品等の安全な場所への搬出
 - (4) その他
工事作業員を速やかに帰宅させる。
-

第5 消火器等の点検及び整備

1 消火等の配置場所についての周知

- (1) 防火管理者は、各防火担当責任者等を通じ、消火等の配置場所について、各工事作業員に徹底するとともに、工事現場の目に付きやすい位置に消火等の配置図を掲示する。
 - (2) 消火等の数、配置を変更する場合は、その都度(1)の内容の周知等を図る。
 - (3) その他
作業等により消火の設置が必要となる場合は、常置場所の消火を移動して使用せず、新たに消火を準備する。
-
-
-

2 消火器等の定期的な点検

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっていること及び周知された場所に配置されていることを確認する。
- (2) その他
防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

第6 避難経路の維持管理及びその案内

1 避難経路の周知

- (1) 防火管理者は、各防火担当責任者等を通じ、工事部分等における避難経路について周知徹底するとともに、工事現場の目に付きやすい箇所に避難経路図を掲示する。
- (2) 避難経路を変更する場合は、その都度前(1)の内容の周知等を図る。
- (3) その他
工事作業員が日時によって変わる為、その都度周知徹底を図る。

2 避難経路の管理

- (1) 避難経路には、資材等の物品を置かせないよう徹底管理する。
- (2) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。
- (3) その他
原則として、二方向避難を確保する。

第7 火気の使用又は取扱いの監督

1 火気使用設備器具の種類等

- (1) 火気使用設備器具を使用する際は、使用する火気使用設備器具の種類（名称）・数量、使用場所、使用期間（時間）、設置方法等を事前に別紙7の火気使用設備器具使用届出書により防火管理者に届け出て、承認を受けるものとする。
また、使用する火気使用設備器具の種類に応じて安全対策を策定し、工事作業員に対して作業開始前の防災教育により周知する。
- (2) 防火管理者は、使用する火気使用設備器具を事前に把握し、防火担当責任者、火元責任者に対し、必要な指示を与え、火気使用設備器具の管理、監督を行うよう命じる。
- (3) その他
防火管理者は、火気使用設備器具使用届出書を保存しておく。
火気使用設備器具は使用の都度搬入する。
作業の工程上、周囲に可燃物が多数ある場合の対策は別に作成する。

2 溶接、溶断作業時の安全対策

- (1) 溶接、溶断等火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布し、周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断又は難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じる。
 - (2) 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行う。
 - (3) 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置し、消火準備を行う。
 - (4) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、作業状況を確認させる。
 - (5) その他
-

3 火気使用設備器具の安全対策

- (1) 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。
 - (2) 火気使用設備器具周囲を整理、整頓する。
 - (3) 燃料の保管、補給を明確にする。
 - (4) 火気使用設備器具の使用前、使用後の点検を確実にを行う。
 - (5) その他
-

4 電気設備等の安全対策

- (1) 許容電流を厳守する。
 - (2) 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置する。
 - (3) その他
-

5 喫煙管理

- (1) 喫煙は、指定する場所（以下「喫煙場所」という。）以外では行ってはならない。
- (2) 喫煙場所は、**防火管理者又は現場責任者**が指定する。
- (3) 喫煙場所には、水等を入れた吸い殻入れを準備する。
また、喫煙場所には、その旨を掲示する。
- (4) **防火管理者、防火担当責任者、火元責任者**は、毎日作業終了後に吸い殻を集め、指定された不燃性容器に入れて、水で完全に消し、処理を行うものとする。
- (5) その他

喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。

工事作業中は、禁煙とする。

6 その他の安全対策

- (1) その他
-

第8 工事中に使用する危険物等の管理

1 危険物の種類等

- (1) 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合は、危険物等の種類・数量、使用場所、使用期間（時間）、保管・設置方法等を事前に別紙8の危険物品等使用届出書により **防火管理者** に届け出て、承認を受けるものとする。

また、使用する危険物等の種類に応じて安全対策を策定し、工事作業員に対して **作業開始前の防災教育** により周知させる。

- (2) **防火管理者** は、使用する危険物等を事前に把握し、危険物等の管理等を行う。
- (3) **防火管理者** は、危険物等の一時保管場所を設ける際には、**保管場所へ掲示板を設置** し、管理を明確にする。
- (4) その他

防火管理者は、危険物品等使用届出書を保存しておく。

作業の工程上、周囲に可燃物が多数ある場合の対策は、別に作成する。

2 危険物等の安全対策

- (1) 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限の量とし、常時保管しない。
- (2) 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底する。
- (3) 危険物の容器や高圧ボンベ等は、地震動等により転倒・落下・移動しないよう措置しておく。
- (4) 危険物品等を貯蔵又は取扱う場所において、火花の発生を伴う溶接、溶断作業は行わない。
- (5) 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。
- (6) 常に整理整頓をする。
- (7) 一時保管場所には、取扱い上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。
- (8) 一時保管場所には、消火器を設置する。
- (9) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、貯蔵又は取扱いの状況を確認させる。
- (10) その他

第9 防火上必要な教育

1 防災教育

(1) 防災教育の実施時期等

防災教育の対象者・実施時期・実施回数・実施責任者は、下表のとおりとする。

対 象 者	実施時期	実施責任者	防火 管理者	防火担当 責任者	
		実施回数			
全 員	工事開始前	1 回以上	○		
	作業開始前	週 1 回以上		○	
防火担当責任者	工事開始前	1 回以上	○		
	随 時	必要の都度	○		
火元責任者	随 時	必要の都度	○	○	

(2) 防災教育の内容

対 象 者	実 施 内 容
全 員	1 消防計画について
	2 遵守事項の徹底について
	(1) 火気管理、喫煙管理
	(2) 避難施設等の維持管理
	(3) 危険物品等の管理
	3 災害発生時の対応要領について
防火担当責任者 火元責任者	1 消防計画について
	2 各自の任務分担と責任範囲について
	3 日常の火災予防の徹底について
	4 自主検査チェック表による自主検査の徹底について

2 防災教育の記録の保存

防火管理者、防火担当責任者は、防災教育を実施した日時及びその内容について
日誌等を作成し、その記録を保存する。

3 その他

防火管理者は、新たに工事現場に入ってきた工事作業員に対して、必ず工事開始前に防災教育を行う。

第10 消火、通報及び避難の訓練の実施

1 消防訓練

(1) 訓練の参加者、訓練種別、実施時期、実施回数及び訓練指導者

訓練指導者				防火 管理者	防火担当 責任者	
参加者	訓練種別	実施時期	実施回数			
全 員	消火訓練	工事開始前 他	2 回	○	○	
	通報訓練	工事開始前 他	2 回	○	○	
	避難訓練	工事開始前 他	2 回	○	○	
	総合訓練	必要な時期に	1 回	○		

(2) 訓練の内容

消火訓練…消火器の取扱い・屋内消火栓設備による放水・消火器による薬剤放射

通報訓練…119番通報・緊急連絡要領

避難訓練…工事現場の避難経路の確認・避難誘導要領

総合訓練…消火訓練・通報訓練・避難訓練を総合的に行う。

2 訓練実施記録の保存

防火管理者、防火担当責任者は、訓練を実施した日時及びその内容を日誌に作成し、その記録を保存する。

3 その他

多くの作業員が従事する時期に総合訓練を実施する。

個別訓練については、各工事区分の防火担当責任者を中心に行う。

第11 自衛消防隊等

1 隊の編成

自衛消防隊の編成（警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の隊の編成を含む。）は、別紙9のとおりとし、この表を、現場事務所、工事作業員休憩室の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

消火・通報・避難誘導等の担当者及び火災等を発見した工事作業員は、下記の要領で対応する。

(1) 通報・連絡

ア 火災、地震その他の災害が発生したときには、各通報連絡担当は、119番通報、自衛消防本部(現場事務所)へ連絡を行うとともに、周囲及び管理権原者、防火管理者に火災の発生を知らせる。

イ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

エ 火災等を発見した工事作業員は、大声で「火事」を連呼し、周囲に火災発生を知らせ、人を集める。それぞれ、初期消火、通報（119番通報、自衛消防隊本部への通報等）などを分担する。

オ その他

関係者等との連絡体制は、携帯電話等を活用する。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある消火器を用いて消火する。

ウ 火災等を発見した工事作業員は、近くにある消火器を用いて消火する。

エ その他

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、携帯用拡声器、メガホン、警笛を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- イ 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。
- ウ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- エ 火災等を発見した工事作業員は、火災が大きく初期消火不能と判断したときには、速やかに避難するものとする。
- オ その他

(4) 応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連携を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

第12 防火管理について消防機関との連絡

消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 消防計画作成 (変更) 届出	次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防隊の大幅な変更	防火管理者
(2) 訓練実施の通知	消防訓練を実施する前	防火管理者
(3) 消防活動上支障 ある行為の届出	工事に伴って火災と紛らわしい煙又は火炎 を発するおそれのある行為をするとき	行為をしようとする者
そ の 他		

別紙 1

工 事 概 要

工 事 名	(仮称)〇〇開発計画新築工事	
発 注 者	〇〇株式会社 株式会社〇〇 株式会社△△	
工 事 場 所	〇〇市〇〇△丁目△番△号	
請 負 者	(仮称)〇〇開発計画新築工事建設共同企業体 〇〇建設、△△建設	
現 場 事 務 所	名 称	〇〇工事現場事務所
	所 在 地	〇〇市〇〇△丁目△番△号
	電 話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	ファックス	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
建 築 概 要	建 築 面 積	
	延 べ 面 積	
	構 造	
	階 数	
	軒 高	
	建 物 高 さ	
用 途		
主要設備概要		

別紙 2

工 事 行 程 表

火気使用設備器具等の使用、危険物の持込み等の予定がある場合は、明示すること。

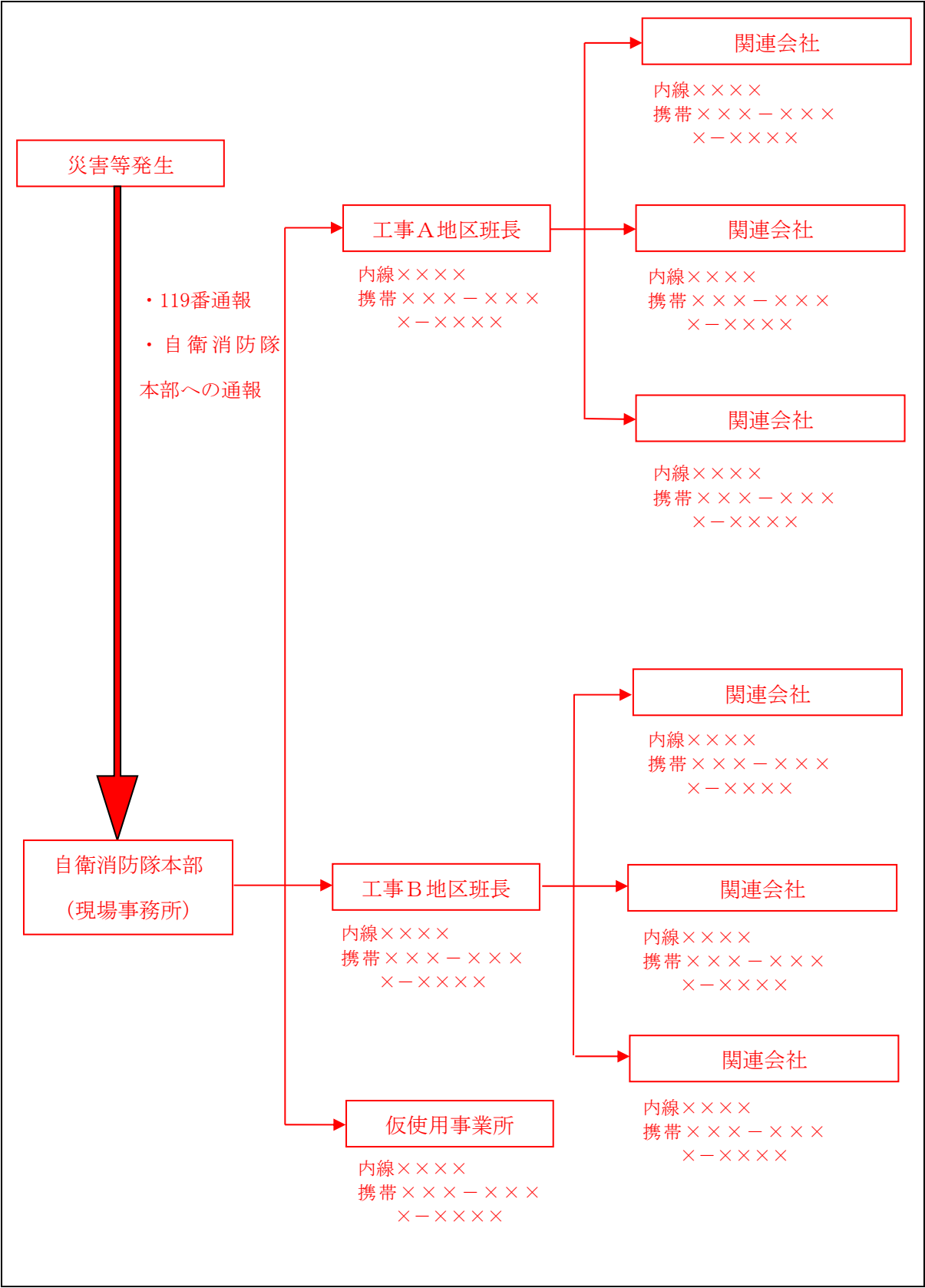
(工事工程を入力する。)

別紙 3

関連会社一覧表

No.	会社名	工種	担当者	連絡先	緊急連絡先	火気の取扱い	備考
1	〇〇工務店	解体	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
2	(株)〇〇	S MW	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
3	〇〇(株)	構台地	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
4	〇〇工務店	ディープウェル	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
5	〇〇(株)	組立ハウス	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
6	〇〇建設(株)	土工事	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
7	(株)〇〇	レッカー	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
8	〇〇電機(株)	仮設電気	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
9	(株)〇〇	仮設給排水	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
10	〇〇工業(株)	鳶	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
11	〇〇建設(株)	雑鳶土工	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
12	〇〇建設(株)	型枠工事	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
13	〇〇産業(株)	鉄筋加工組立	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
14	〇〇ガス	圧接工事	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
15	〇〇物産	鉄骨工事	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
16	〇〇製作所	鉄骨階段	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
17	(株)〇〇	デッキプレート	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
18	〇〇工業(株)	左官	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
19	〇〇産業(株)	耐火被覆	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
20	〇〇工業(株)	アスファルト防水	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
21	〇〇建材	塗膜防水	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
22	(株)〇〇	A L C 工事	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
23	〇〇(株)	アルミルーバー	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
24	〇〇製作所	アルミパネル	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
25	〇〇鉄工所	アトリウムCW	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
26	〇〇建材	ガラス	〇〇	00-0000-0000	00-0000-0000	無し	
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							

連絡体制



別紙 5

日常の火災予防組織

防 火 管 理 者	防火担当責任者	業 務	火元責任者	業 務
	工事 A 地区 ○○ ○○	1 防火管理者の補佐 2 作業現場のパトロール・監視 3 作業終了の安全確認 4 作業現場の立入制限 5 火元責任者の指導監督	現場事務室 ○○ ○○	1 火気管理 2 喫煙管理 3 避難路の確保
			休憩室 ○○ ○○	4 作業現場の整理整頓 5 消火器の維持管理 6 地震時の初動対応 7 その他
	工事 B 地区 ○○ ○○		作業 1 地区 ○○ ○○	
			作業 2 地区 ○○ ○○	

別紙6

日常の自主検査チェック表（担当区域 ）

日	曜日	検 査 項 目							備 考	
		終業時の火気確認	終業時の吸殻処理	消火器の維持管理	避難経路の確保状況	危険物の保管状況	可燃物の管理状況	作業場所の整理整頓	不備・欠陥事項記入 改修状況記入 その他	
1	月	○	○	○	○	○	○	○		
2	火	○	○	○	○	○	○	○		
3	水	○	○	○	○	○	○	○		
4	木	○	○	○	⊗	○	○	○	資材放置直ちに撤去	
5	金	○	○	○	○	○	○	○		
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

(凡例) ○……良 ×……不備 ⊗……即時改修

確認

防火管理者

別紙 7

令和〇年〇月〇日

〇〇〇株
防火管理者
〇〇 〇〇 殿

届出者 〇〇株式会社
〇〇 〇〇

火 気 使 用 設 備 器 具 使 用 届 出 書

種類・数量	使用場所	使用期間	使用者・安全員	設置方法等
電気溶接機 2台	工事区域内	〇月〇日～〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	使用の都度搬入し、可燃物のない安全な場所に設置する。
ガス溶断機 2台	工事区域内	〇月〇日～〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	
トーチランプ 1台	工事区域内	〇月〇日～〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	
高速カッター 1台	工事区域内	〇月〇日～〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	
電気サンダー 1台	工事区域内	〇月〇日～〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	

別紙 8

令和〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社
防火管理者
〇〇 〇〇 殿

届出者 〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇

危険物品等使用届出書

種類・数量	使用場所	使用期間	使用者・安全員	保管・設置方法等
合成樹脂エナメル塗料(第4類第3石油類) 総量 90 L	工事区域内	〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	一時保管場所に保管する。 使用する際は、使用する量を小出しにする。
合成樹脂塗料用シンナー(第4類第2石油類) 総量 20 L	工事区域内	〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	保管庫に収納し施錠する。

自衛消防隊の編成

